

別表第5（第3条、第5条、第10条関係）

| | |
|---------------|--|
| 1 補助事業者 | 自動車運転代行業者 |
| 2 補助対象経費 | <p>燃料高騰支援</p> <p>「3 対象車両」に該当する車両に係る燃料価格高騰の影響により増加した燃料費</p> |
| 3 対象車両 | <p>自動車運転代行業者が使用する車両のうち、次の支給時期ごとに定める要件の全てに該当する車両</p> <p>【前期分】</p> <p>(1) 令和6年6月1日時点で、宮崎県公安委員会に届け出た車両の使用開始日から起算して5か月以上経過し、かつ、申請時において自動車検査証の有効期間内で、申請後も継続して事業を行う予定である車両。ただし、令和6年1月から申請までの間に車両の入替えを行い、宮崎県公安委員会に届け出た車両については、入替前の車両が令和6年1月1日以前から事業に使用されていたことが確認できるものに限り対象とする。</p> <p>(2) 県内営業所に配置された事業用車両</p> <p>【後期分】</p> <p>(1) 令和6年12月1日時点で、宮崎県公安委員会に届け出た車両の使用開始日から起算して6か月以上経過し、かつ、申請時において自動車検査証の有効期間内で、申請後も継続して事業を行う予定である車両。ただし、令和6年6月から申請までの間に車両の入替えを行い、宮崎県公安委員会に届け出た車両については、入替前の車両が令和6年6月1日以前から事業に使用されていたことが確認できるものに限り対象とする。</p> <p>(2) 県内営業所に配置された事業用車両</p> |
| 4 補助額 | <p>【前期分】 1台当たり最大11,200円</p> <p>【後期分】 1台当たり最大7,200円</p> |
| 5 申請書に添付すべき書類 | <p>申請書に添付すべき書類は次に掲げるものとする。ただし、前期分の令和6年度交通・物流事業者燃料高騰対策事業補助金を受給した自動車運転代行業者が後期分の同補助金を申請する場合は、(1)及び(2)を省略できるものとする。</p> <p>(1) 納税証明書（県税に未納がないことの証明）</p> <p>※ 原則として申請を行う日から3か月以内のもの。（写し可。）</p> <p>(2) 法人にあつては、個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書</p> <p>(3) 誓約書</p> <p>(4) 申請時において有効な自動車検査証の写し</p> <p>※ 電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項の写し</p> |